

平成 3 1 月 3 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 31 年 3 月 27 日 (水曜日)

平成31年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成31年3月27日(水曜日) 午前9時00分～午後9時48分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 31 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 12 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1 番の吉永委員と 2 番の富田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 72 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許
可申請は 2 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 2 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。議
案書をもとに説明します。

(議案第 72 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願いします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番吉永です。申請地は、〇〇と〇〇のほぼ中間にあり、〇〇の〇〇沿いにあります。
この案件については、12 月定例会に第 5 条申請がなされ、許可した案件でございます
が、この許可を取り下げまして、転用面積等の変更を行い、再度、申請したものであり
ます。申請地については、約 10 年前までは牛の放牧等をしておりましたが、現在は、荒
地となっております。申請地につきましては、今後も耕作する意思もなく、12 月の定例会
でも述べましたとおり、農地法上、何ら問題もないことから、許可はやむを得ないもの
と考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある
方は挙手をお願いします。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し
ていただきたいと思っております。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： この案件につきましては、12月に審議を行っておりますが、周辺住民の同意に関して説明させていただきますと、同意書については、必ずしも申請書に添付するものではないことを、前回、ご説明させていただいたところです。代理人である行政書士と話しをさせていただいた中で、同意書は添付します。ということをおっしゃいましたが、この案件で言えば、現在のところ同意書は届いておりません。審議に関しましては、同意書があるないは関係ございませんので、ご了承ください。

事務局： この同意については、〇〇地区の〇〇建設の関係で新聞にも掲載されておりました。農業委員会として地区の同意をいただけてください、ということがあったわけですが、農政サイドの意見であり、地区同意を貰ってなかったというようなことで、地区住民の方が何故建てるのかと、異議申し立てみたいなきことを言ってきたようです。それを含めて、地区、隣接地から自治会等から様々な意見が出てくるとは思いますが、今後はそのようなことも注意しながら審議をしていかなければならないと考えましたので、事務局の方から説明したところです。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： 局長が説明されました件に関連しまして、先月の農地法第4条、〇〇さんの牛舎の案件ですが、それに関しまして、本町は畜産係の方から環境保全の意見書を徴取しまして、県に進達する際に添付させていただいたところです。現在のところ、本町につきましては、周辺住民への同意等の取得については、必要ないところです。県の畜産担当課、本町の畜産係等が現地調査をされたうえで、意見書が作成されておりますので、前回の4条申請に関しましては、特に問題はなかったと思われま。

議長： 我々、農業委員会でもこの再生可能エネルギーに関しましては、先般の知事と語る会でも話しをさせていただきましたので、県下でもこのような状況は起きてきていると。今後も本町においても、特に風力発電施設が畜舎の周辺に計画されるようなことがあると、住民から問い合わせ等があるのではないかと考えます。企画課とも連携を取りながら、整理していかなければならないと思っております。

議長： よろしいですか。
他にございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第72号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第72号 受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： それでは、次に、議案第72号 受付番号2番について事務局より説明を求めます。

事務局： 17ページをお開きください。
(議案第72号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9 番： はい。

議 長： 松山委員どうぞ。

9 番： 9番、松山です。3月22日に事務局、会長、富田委員、後藤委員、吉永委員、山之口推進委員と私と申請人の〇〇も立ち会われました。現地の状況としましては、現地は〇〇自治会から〇〇方面へ800mほど行ったところにあります。道路に面していて、申請人のご両親が現在な時は甘藷などを作付けされておりましたが、10年程度前から荒地となり、竹や雑木が生えているような状態です。調査の意見としましては、重機等を入れて復旧することは可能ですが、借り手がいないのと有害鳥獣の被害が大きいことから作り手もない状況です。申請人の〇〇は町外にも太陽光発電施設を設置されており、管理もしっかりされているようです。このまま放置するよりは、良いのではないかと考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 太陽光発電施設につきましては、雨水が非常に問題になるところです。26ページの被害防除計画書をご覧いただきたいと思ひますが、雨水排水の計画ですが、自然流下となっております。この自然流下というのが、恐らく地下浸透のことだと思われまひし、現地において、〇〇から確認したところです。太陽光発電施設につきましては、どうしても面的な造成が必要なことから、雨水に関しては、排水対策が必要なのではないかとお聞きしたところです。〇〇の回答としましては、造成後に必要であれば町道側溝に排水路を設けますという回答をいただいたところです。ただ、排水路に関しましては、29ページの航空写真を横にしないで、右端、申請地の右角にしか排水路がありませんので、ここに持っていくかざるを得ないと思ひます。周辺に農地が存在しませひので、詳しく話しはしませひでしたが、造成後に排水対策が必要であれば、こちらに導水するものだと考えまひます。

議 長： 地区の委員の皆さんも、造成が始まりましたら、現地を確認していただければと思ひまひます。

議 長： ご意見ございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたしまひます。議案第72号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 72 号 受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 73 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 30 ページの議案第 73 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 73 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 資料の 33 ページでございます。受付番号 11 番から 34 ページの受付番号 28 番までですが、設定する者が〇〇さんとなっており、経営面積が記載しておりません。管理者は〇〇さんになっておりますが、農家台帳上、〇〇さんの経営面積のデータが障害か何かで表示されない状態となっておりますので、今回、空欄とさせていただきます。それと、36 ページでございます。受付番号 43 番 44 番の設定を受ける者が、〇〇さんとなっております。この方が、新規就農者であります。

事務局： 〇〇番と〇〇番の 10a 当り〇〇円については、折り合いがつかずに〇〇円となったということです。これについては、本人が納得しておりますので、しょうがないと思えます。ただ、他の方に影響があることは十分に認識して下さい、と話しはしてあります。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 73 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 73 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について
②その他（農業用ハウスの全面コンクリート張り・所有者不明農地）

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 31 年 3 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員